第16回町田市農業委員会総会議事録

(2020年6月25日)

議 長 ただ今から、第16回 町田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の署名委員は6番・大貫委員、7番・山下委員を指名致します。

それでは議案の審議に入ります。

日程第1、議案第32号「生産緑地に係る農業の主たる従事者 についての証明について」別紙により上程します。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (2件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いしま す。

尾作委員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)

横田委員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)

議 長 ありがとうございました。議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにしま す。

これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決 します。

続いて日程第2、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせま す

事務局課長 (許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

議 長 事務局担当者より農地法第3条許可の流れ、許可の要件などに ついて概要説明をいたさせます。 事務局 (農地法第3条について概要説明)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休憩)

再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いしま す。

小 林 委 員 (申請農地の耕作の状況等報告)

議 長 議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質 問はありませんか。

> ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにしま す。

> これより採決に入ります。本議案のとおり、許可することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可することに決 します。

続いて日程第3、議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (申請者、申請の農地、申請理由について説明)

議 長 事務局担当者より農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定 の流れなどについて概要説明をいたさせます。

事 務 局 (農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の流れについて 概要説明)

議 長 続いて、借人の〇〇さんについて、地区の担当委員であり、農 業次世代人材投資事業におけるサポートチームにおいて、「農地部 門」を担当している石阪職務代理から報告をお願いいたします。

石 阪 委 員 (農地の現況報告、借人の耕作状況等報告)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。議案の説明は終わりました。これより質疑に 入ります。何か質問はありませんか。

山 下 委 員 農機具を所有しているが、借人の住まいと畑は距離があります が大丈夫ですか。

石阪委員 農機具は畑の隅において使用します。

大 貫 委 員 自作農地の販路はどうですか。

石 阪 委 員 主に個人経営の飲食店数件に納品しています。

大澤委員 生産緑地ではないのですか。

事務局長 市街化調整区域です。

議 長 ほかに質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにしま す。

これより採決に入ります。本議案のとおり、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり、農用地利用集積 計画を定めるべきことを市長に対し要請することに決します。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項(農地法4条7件、5条14件、納税猶予に関する適格者証明書2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書11 件)

> 報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について 0件)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。